

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案について

1. 背景

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 章においては、政府が「特定重要物資」を指定し、当該特定重要物資に係る事業を所管する大臣（以下「供給事業所管大臣」という。）が安定供給確保取組方針を定めた場合において、特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（以下「特定重要物資等」という。）の安定供給確保を図ろうとする者は、実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組（以下「取組」という。）に関する計画（以下「供給確保計画」という。）を作成した上で、供給事業所管大臣に提出し、その認定を受けることができること等を定めている。そして、その委細事項については、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和 4 年国土交通省令第 93 号。以下「省令」という。）において定められているところである。

今般、第 221 回国会において成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 38 号）による改正後の法（以下「改正法」という。）において、重要な物資等の供給に不可欠な役務（以下「不可欠役務」という。）に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合に、当該重要な物資を特定重要物資として指定し、その不可欠役務に関する取組を支援することにより、物資の安定供給確保を図る仕組みが整備された。これを踏まえ、供給確保計画の認定項目に不可欠役務に関する内容を加える等の所要の改正を行う必要がある。

また、改正法において、供給確保計画の認定を受けた者（以下「認定供給確保事業者」という。）が、認定を受けた計画（以下「認定供給確保計画」という。）に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、供給事業所管大臣に対し、当該特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を関係者に求めるよう申出をすることができる旨の規定（法第 11 条の 2 第 1 項）が整備された。これを踏まえ、当該申出に係る様式を定める等の所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）「供給確保計画の認定申請書」の様式の変更について（様式第 1 関係）

①供給不可欠役務に係る内容について

様式第 1 は、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者が、法第 9 条第 1 項の規定に基づき供給確保計画の認定の申請を行う際の様式であるところ、今般、改正法において、同条第 3 項第 8 号に不可欠役務に係る内容が追加されたことから、当該様式における記載事項に、不可欠役務に係る内容を加えることとする。

②サイバー攻撃を受けた場合等における対応に関する内容について

同項第 7 号の規定により、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する情報を管理するための体制について、供給確保計画に記載することが求められているところ、記載内

容については、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和４年１２月２８日国土交通省公表。以下「取組方針」という。）で定められている。

今般、サイバー攻撃による企業内部システムからの情報窃取等が深刻化する中で、特定重要物資等の安定供給を図ろうとする者におけるサイバーセキュリティ対策の一層の強化が求められていることを背景に、取組方針において、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合、国土交通省を通じて内閣官房国家サイバー統括室にサイバーインシデントの報告を行うことを求める内容を加える改定がされる。これを踏まえ、当該様式に、サイバー攻撃を受けた場合等における対応に関する内容を加えることとする。

（２）取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置への供給不可欠役務に係る内容の追加について（省令第４条関係）

第４条においては、法第９条第４項第４号の規定に基づき、主務大臣が供給確保計画の認定を行うに当たって確認すべき事項の一つである「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置」を定めているところ、今般、同号に不可欠役務に係る内容が追加されたことから、不可欠役務に係る内容を加えることとする。

（３）「関係者に対する協力の求めの申出書」の様式について

（省令第９条の２及び様式第１２の２関係）

今般、法第１１条の２の新設により、認定供給確保事業者が同条第１項に基づく申出をしようとする場合に国土交通大臣に提出すべき様式を定める必要が生じたことから、省令第９条の２を新設し、様式第１２の２として当該様式を定めることとする。

（４）「定期の報告」の様式について（様式第１３関係）

様式第１３は、認定供給確保事業者が、法第１２条の規定に基づき認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について報告を行う際の様式であるところ、改正後の法第９条第３項第８号に、供給確保計画に記載すべき事項として不可欠役務に係る内容が追加されたことから、当該様式についても不可欠役務に係る内容を加えることとする。

（５）取組の実施の支障時等の報告からの適用除外について（省令第１１条関係）

省令第１１条においては、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、国土交通大臣へ報告する義務が規定されているところ、今般、法第１１条の２第１項に基づく申出の制度が新たに規定されたことから、当該申出をした場合、省令第１１条に基づく報告は不要となるよう改めることとする。

３．今後のスケジュール（予定）

公布：令和８年９月１７日

施行：令和８年９月１８日